

平成28年第16回教育委員会議事録

平成28年10月26日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年10月26日（水）午後2時00分～午後2時48分

場 所

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長
中央図書館長 森 仁 司 庶 務 課 長 岡 本 勝 実
教育人事企画課長 藤 江 敏 郎 学 務 課 長 正 田 智 枝 子
特別支援教育課長 伴 裕 和 学 校 支 援 課 長 朝 比 奈 愛 郎
学校整備課長 和 久 井 伸 男 生 涯 学 習 推 進 課 長 本 橋 宏 己
スポーツ振興課長 阿 出 川 潔 済 美 教 育 セ ン タ ー 白 石 高 士
所 長
済美教育センター
統括指導主事 大 島 晃 中 央 図 書 館 長 岡 本 幸 子
副 参 事 塩 畑 ま ど か 区 民 生 活 部 堀 川 直 美
子どもの居場所づくり担当 地 域 課 長

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 4 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第84号 杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務の委託について
- 議案第85号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 平成28年度「交流自治体中学生親善野球大会」の実施報告について
- (4) 体育施設等の次期指定管理者候補者の選定結果について
- (5) 永福体育館の今後の運営について

目次

議案

- 議案第84号 杉並区学校教育職員の教育管理職及び4級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務の委託について・・・・・・・・・・4
- 議案第85号 教区財産の用途廃止について・・・・・・・・・・6

報告事項

1 報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・7
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・9
- (3) 平成28年度「交流自治体中学生親善野球大会」の実施報告について・・・・・・・・・・10
- (4) 体育施設等の次期指定管理者候補者の選定結果について・・・・・・・・13
- (5) 永福体育館の今後の運営について・・・・・・・・・・17

教育長 ただいまから平成28年度第16回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

議事進行に先立ち、皆様にお知らせいたします。對馬委員につきましては、委員任期満了に伴い10月11日付で、改めて区長より教育委員として任命されました。本日は任命後最初の委員会でございますので、對馬委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

對馬委員 皆様、こんにちは。

今ご紹介いただきましたように、10月11日付で再び教育委員を拝命いたしました。今まで以上に精進したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

なお、對馬委員には引き続き教育長職務代理者を務めていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり議案2件、報告事項5件を予定しております。

なお、本日は、説明員として区民生活部地域課長が出席しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局より上程説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第84号「杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）選考に係る事務の委託について」を上程いたします。教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私から、議案第84号「杉並区学校教育職員の教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）の選考に係る事務の委託について」、ご説明申し上げます。

それでは2枚目をご覧ください。杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員ですけれども、採用から10年目を迎えまして、区費教員の中には主任教諭として2年目に達しまして、教育管理職選考及び4級職（主幹教諭・指導教諭）選考の受験資格を有する者も出てきております。

そこで、区費教員の教育管理職選考及び4級職選考につきまして県費負担教員、いわゆる都費の教員と選考水準の均衡を図るために、東京都に対しまして選考に係る事務の委託を行うものでございます。

この事務の委託に当たりましては、地方自治法の規定に基づきまして、事務の委託を行うこととなります。その方法ですけれども、双方の協議により規約を定めて、それぞれの議会の議決を経てその規約を告示するとともに、総務大臣に届け出るということになっております。

委託の内容でございますが、教育管理職選考及び4級職選考に係る実施要綱の作成、選考事務、それから合否の判定など、選考に係る業務一切となりまして、逆に杉並区教育委員会は、東京都教育委員会に対して選考に必要となる選考対象者に関する情報の提供を行うこととなります。

事務の委託に係る経費は杉並区が負担するということとなります。おおよそでございますが、東京都の試算によりますと、教育管理職選考が1人あたり2万1,000円程度。それから4級職選考が9,000円程度となる見込みでございます。

事務委託の開始ですが、平成29年度の選考からと考えております。

本事務委託についての今後のスケジュールでございますが、第4回区議会定例会に議案提出の予定でございます。また東京都におきましても、同じように第4回定例会において議案提出の予定となっております。

今回の事務委託に合わせまして、区費教員の4級職といたしまして、新たに教育指導の改善及び充実のため、必要な指導及び助言を行う指導教諭の職を設けることといたしまして、3つの条例につきまして職員の定義に指導教諭の文言を加えるなど、必要な改正を行う予定としております。これらの条例の改正案は、同じく第4回の定例会に議案提出する予定としております。

なお本案件に先行いたしまして、杉並区においては平成27年度から区費教員の主任教諭選考について、東京都に既に事務委託を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

久保田委員 区費教員にとって、管理職選考の道が開けるといふのはとてもよいことだと思っております。先ほど、既に主任教諭については始まっているというお話でしたが、1点目の質問は、現時点で区費教員において主任教諭は何名ほどいるのかということ。2点目の質問は、今回さらに開けて、さらにその上ということを考えて、将来的な見通し等について教えていただければと思います。

教育人事企画課長 現在主任教諭でございますが、区費教員の中に16名。教育管理職選考、A選考の受験資格といたしまして13名、それから管理職の前に主幹教諭選考の資格でございますが、こちらは現在のところ9名が、主幹教諭選考の受験資格があるということでございます。

それから将来の展望なのですけれども、このままでB選考を受けて副校長にまでは昇任が可能でございますが、校長職に関しましては、東京都の職員でなければいけないという規定がございますので、この後どうしていくかということは、もちろんこちらでも決めなければいけないと思いますが、東京都の教育委員会とは協議をしていかなければいけないと考えてはおります。

折井委員 今回、指導教諭の職を新たに設置するとご説明がありましたけれども、こちらは杉並区で設置するというところに、それとも都では既にあって、区費教員にもその道を開くということなののでしょうか。

教育人事企画課長 東京都にはブロックごとに指導教諭の職がございますので、杉並区でも、もしその指導教諭の指導力がすぐれているのであれば、区でも指導教諭として任用いたしまして、全校教員の指導力の向上に努めていただきたいと思いますと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第84号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第84号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは日程第2、議案第85号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 私からは、議案第85号につきましてご説明を申し上げます。

本件は、老朽化した下高井戸子供園の改築に伴って解体する既存園舎について、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

下高井戸子供園につきましては、区立施設再編整備計画に基づき老朽改築を進めてきてございます。具体的には平成27年度に改築の設計を行い、本年4月からは隣接する用地に建設をいたしました仮設園舎に移転をいたしまして、子供園の運営を行うとともに既存園舎の解体工事に着手をしているところです。

この既存園舎の解体は本年7月に完了し、現在は平成29年10月の開設に向けて新園舎の新築工事を進めているところでございます。

本件の用途廃止につきましては、本来であれば解体工事に着手する本年4月以前に議案として提出すべきものでございましたけれども、本日お諮りすることとなったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。今後このようなことがないよう、十分気をつけてまいりたいと存じます。

それでは、用途廃止する建物についてご説明をいたしますので、本日もご配布してございます、一番後ろに添付してございます参考資料ということで案内図をご参照いただければと思います。

こちらの所在地は下高井戸四丁目38番15号となっております。鉄筋コンクリート造2階建てでございまして、延べ床面積は671.76平方メートルでございます。

以上で、簡単ではございますが説明を終わります。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご要望等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第85号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第85号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは、東原中学校の学校運営協議会委員の任命につきましてご報告申し上げます。

平成28年10月から、いわゆる地域運営学校に指定されました東原中学校でございますけれども、空席でございました学識経験者の席に、表記のとおり学識経験者としまして、11月1日から平成30年10月31日の任命期間をもちまして、新たに委員として任命いたします。これを報告させていただきます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 青木様という方ですけれども、学識経験者とはどのようなお立場なのか、ご説明いただけたらありがたいです。

学校支援課長 青木様は、元南相馬市教育委員会の教育長をなされた方でございます。東原中学校の現校長と以前より面識があったということが、まずきっかけとしてございますのですが、その後東原中学校の土曜日学校等に震災の件等のことで、授業で講師としてご担当いただいているとのことから、学校運営協議会といたしまして、青木様に委員として一緒に東原中学校のためということでお願いいたしましたところ、ご快諾をいただいたところでございます。

伊井委員 ありがとうございます。様々な見地からご活躍いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

教育長 今、災害、それから震災、様々な防災教育等を進めていく中で、全国的に教育のあり方等の見直しをしているわけです。

ついこの間も、仙台とか宮城県であるとか福島県であるとか、小学校がこれまでの震災時における避難計画を全面的に見直した。その見直すに当たって最大の論点になったのは、想定していなかった津波についてなのです。

ただ、問題は津波が来るから津波の経験者をとということではなく、今まで私たちが経験したことがなかったような大きな災害に出会ったときに、どんな準備・心構えをしたらいいのかというときに、これまでの経験・知見を生かした助言等をしていただけるとありがたいという、そん

な話も私は校長から聞いています。

杉並在住の方ではありませんので、なかなかそういう機会はありませんけれども、学校運営協議会等で災害時における様々な人々の動きであるとか、救援所になった学校の対応の仕方であるとか、これまで杉並区が経験することができなかった、経験などしたくありませんけれども、そういった知見についてご意見等を伺えれば。それを今度は東原中学校から発信をして、他の小学校・中学校にも生かしていくことができる。

ですから、東北の大きな地震に遭遇したということだけではなく、災害時あるいは震災時における様々な取組のもとになるような知見を提供していただければ、委員に選んだ意義も大きなものがあるし、今後そういったことを広く共有していくきっかけになれば、学校運営協議会の委員として仕事をしていただく意義も大きかろうと私は考えます。

折井委員 教育行政にも明るく、また震災の経験も生かしてということで、本当に素晴らしい方にご参加いただけるということで、とても喜ばしいことだと思うのですが、南相馬市と伺ったのですが、今南相馬市にご在住でいらっしゃいますか。

学校支援課長 南相馬市にご在住でございます。

折井委員 となりますと、協議会の際に毎回来てくださるということなのでしょうか。

学校支援課長 そのとおりでございます。

折井委員 交通費等はどのようなのでしょうか。今までは結構近隣の方にお願いをするというのが通常だったと思うのですが、非常に素晴らしい方に来ていただけるのはうれしいことではあるのですが、そのあたりが少し気になるのですが。

学校支援課長 私どももその点が一番気になったところでもあるのですが、学識経験者ということで報酬を出させていただいておりますが、その範囲でお力添えをいただけるということでご快諾をいただいたところでございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、平成28年9月分の杉並区教育委員会共催・

後援名義使用承認につきまして、ご報告を申し上げます。

9月分の合計は36件で、内訳は定例33件、新規3件となっております。共催・後援別では共催が13件、後援が23件となっております。

新規の3件ですが、1件目は資料2ページをご覧ください。生涯学習推進課承認分で名義形態は後援、団体名は「杉並・科学を楽しむ会」、事業名は「講演とワークショップ『撮れる！ 驚きの瞬間』」でございます。

2件目は、名義形態は後援。団体名は「バッハウイーク inJAPAN実行委員会」。事業名は「バッハウイーク inJAPAN」でございます。

3件目は、資料の6ページをご覧ください。スポーツ振興課承認分で、名義形態は後援。団体名は「杉並区ボウリング連盟」。事業名は「初心者向き 健康ボウリング教室」でございます。

なお、生涯学習推進課承認分で9月6日に承認いたしました後援名義について、その後に取り消しをしておりますので、口頭にてご報告をいたします。その内容でございますが、団体名は「2016 杉並憲法の夕べ実行委員会」。事業名は「2016 杉並憲法の夕べ」でございます。申請時には多くの区民に憲法について考える場を提供するという事業目的とされておりましたが、承認後に配布用のチラシを確認したところ、杉並区教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第4条第2項第4号に規定いたします、政治目的を有しないものであることの要件を満たさないことが判明したため、団体代表者とやりとりした上で、10月20日付で承認の取り消しをいたしております。

以上で報告を終わります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきまして、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項3番「平成28年度『交流自治体中学生親善野球大会』の実施報告について」。スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 では私、スポーツ振興課長から平成28年度「交流自治体中学生親善野球大会」の実施報告を行います。

こちらの事業の目的でございますけれども、杉並区と交流のある自治体の中学生との親善野球大会を行うことによりまして、中学生の健全な

スポーツ精神を培うとともに、異文化理解、そして国際理解を深めるものでございます。

参加自治体につきましては6自治体でございまして、今回東吾妻町が初参加してございます。

事業の実施と内容でございますけれども、10月8日から10月10日までの3日間行いまして、表にありますとおり台湾台北市が参加いたしまして、杉森中学校で学校交流を行い、その中で文化交流や英語の体験授業を行ってございます。

また、夜には中学生交流夕食会ということで、立正佼成会の普門館の地下ホールをお借りしまして、それぞれの参加自治体の中学生が地域の紹介やパフォーマンス、そして今回西武ライオンズの協力を得まして、西武ライオンズにおります台湾出身の選手から中学生に向けたビデオレターをいただいて、そちらを披露してございます。

10月9日は野球大会を行いまして、西武プリンスドームと上井草スポーツセンター2カ所で行ったところでございます。開会式や元プロ野球選手の野球教室につきましては、西武プリンスドームで行ったところでございます。また、西武プリンスドームでは、アナウンサーを泉南中の放送演劇部の生徒さんが務めてくださりまして、非常に好評でございました。

また、当日10月9日は午前中雨だったのですが、西武ドームには屋根がありますから、開会式が行われたところなのですが、午後からの上井草スポーツセンターでの野球の開催につきましては、人工芝が非常に濡れていたのですが、荻窪中学校、井草中学校、中瀬中学校、和田中学校、佼成学園の中学生の方々が水のくみ出し等グラウンド整備をやってくださりまして、何とか親善試合を行うことができたところでございます。

10月9日の夜は、台湾の生徒を対象にいたしまして日本文化体験を杉並会館で行いました。こちらにつきましては茶道体験、着物の着つけ体験、そしてけん玉を東京女子大の協力を得まして行いました。

10月10日につきましては親善試合を上井草スポーツセンター、西武プリンスドームで実施したところでございます。

参加状況につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

今後でございますけれども、本大会の報告書を作成いたしまして、報告会を12月20日火曜日に実施する予定でございます。

1枚めくっていただきますと、野球大会の様子、そして交流大会の様子、また杉森中学校での学校交流の様子等々が記載した紙をつけさせていただいております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 私も見にいかせていただきまして、中学生たちが非常に活発に交流している姿、それから野球に取り組んでいる姿を見せていただきました。

台湾の子も、杉並の子も西武プリンスドームに将来戻ってきたいという夢を持った子が多くいたようで、非常にいい会場を用意していただいて、本当によかったと思います。

ただ、やはりさっきおっしゃったように、雨天だった上井草のグラウンドを整備してくれた、選抜されなかった子たちがたくさん協力してくれたということを本当に忘れてはいけないというか、目に見えないところでいい活躍をしてくれた中学生たちがいたということがありがたかったと感じております。

男の子だけではなく、アナウンスなど女の子も活躍する場も少しずつ用意してくださっているので、こういう交流が続くといいと思います。

久保田委員 感想とお礼を述べたいと思います。

私も、前日の交流夕食会から西武ドームでの開会式・閉会式、そしてまた親善試合等も見させていただきました。中学生たちの交流の様子が、見ていてとてもいいと思ったことと、また野球はいいなと思いました。今度の12月の報告会も含めてとても楽しみにしています。

ここに上げられた数字以上のたくさんの方々が支えている、かかわっているということがまた、これはすごいというか、とてもすばらしいことだと思いました、ありがとうございました。

伊井委員 私も交流会から出席させていただいて、西武プリンスドームもとてもすばらしく、子どもたちの笑顔と保護者の方々も喜びでいっぱいだったと思います。野球そのものにもすごく興味が湧いて、見ている側として新しい発見もたくさんありました。

野球をやっているお子さんたちが上井草で手伝ってくださったというところもそうなのですが、こういった試合を、野球をやっている杉並区

の多くの子どもたちが観戦できるような機会があると、例えば小学生などは野球チームがたくさんあるので、将来自分たちもああいう交流大会に出てみたい、選考に行ってみたいというような目標を持つという意味も含めて、もう少し客席にそういう子どもたちの顔があったらよかったですと思いました。

ぜひ、何かの機会があればお願いしたいと思います。ありがとうございます。

教育長 去年の選抜メンバーに選ばれた女子生徒が2人応援に来てくれたのですけれども、小笠原もウイロビーもそうだし、この交流野球大会もそうなのだけれども、参加した生徒が大きくなって、今度はサポートする側に回っていく。あと何年かすると多分そういうことが可能になると思うのです。

ですから、参加したときだけで終わるのではなく、将来自分が社会に出て、何らかの形で後輩の支援ができるようになったときに、野球を教えるという形でもいいし、あるいは大会をサポートするというのもいいし、例えば部活動の日常の練習の面倒を見てもらうことでもいいし、何らかの形で戻ってきて欲しい。

少しずつそういう芽が出始めているので、ぜひ帰ってくることを実現するような、そういう受け皿をこれからつくって行って欲しいと思います。そうしないともったいないです。ぜひお願いします。

スポーツ振興課長 ありがとうございます。

今回、実は7月の中旬にセレクションを行いました。その際にお手伝いいただいたのが、昨年選ばれた選手の方々で、外野の守りから何からやっってくださいまして、今教育長からお話しがありましたように、こういったことをずっと続けていけるような、サポートできるようなシステムというのを作っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番「体育施設等の次期指定管理者候補者の選定結果について」。引き続きスポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 では私から、体育施設等の次期指定管理者候補者の選定結果についてご説明させていただきます。

体育施設のほか区民集会所等 8 施設につきまして、次期指定管理者候補者を公募型プロポーザル方式により募集を行い、また選定委員会条例に基づき設置した選定委員会におきまして審査を行いまして、以下のとおり 3 つの事業者を次期指定管理者候補者として選定いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず選定事業者の概要でございますけれども、現在体育施設につきましてはグループ化を進めてございまして、まず荻窪体育館、高円寺体育館、松ノ木運動場を一体として指定管理を行う事業者につきましては、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団を指定管理者候補者として選定いたしました。

次に 2 つ目として、下高井戸運動場、下高井戸区民集会所につきましても、こちらは公益財団法人杉並区スポーツ振興財団を候補者として選定いたしました。

そして 3 つ目でございます、高井戸温水プール、高井戸地域区民センター、高齢者活動支援センターにつきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を次期指定管候補者として選定したところでございます。

それぞれの指定管理期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

選定経過につきましては、それぞれ 1 ～ 3 につきましてグループごとに公募をいたしまして、応募がありました事業者につきましてそれぞれ審査基準に基づいて、第 1 次審査であります書類審査と、そして第 2 次審査のプレゼンテーションを行いまして、その中で評価点数が配点合計の 6 割以上で、かつ最上位の事業者を選定したところでございます。

選定経過と選定委員の構成につきましては、別紙 1 をご覧ください。こちらが荻窪体育館、高円寺体育館、松ノ木運動場でございまして、選定経過につきましては 28 年 6 月から 9 月にかけて実施しています。選定委員の 5 人につきましては記載のとおりでございます。

1 枚めくっていただきますと、こちらの選定委員会の選定結果を記載してございます。こちらは 2 事業者からの公募がございまして、先ほども申し上げたように、6 割以上を超え、かつ最高点でございました杉並区スポーツ振興財団を選定してございます。

次に別紙 2 でございます。下高井戸運動場、下高井戸区民集会所につ

いてでございます。選定経過は平成28年6月から9月にかけて選定を実施してございます。選定委員5名につきましては記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきます。こちらにつきまして選定結果が記載してございます。こちらにつきましても配点合計の点数が6割を超え、最高点でありました杉並区スポーツ振興財団を選定してございます。

別紙3でございます。高井戸温水プール、高井戸地域区民センター、高齢者活動支援センターについてでございます。こちらの選定期間は28年5月から8月の間に実施してございます。委員の構成につきましては、こちらは8名の委員で実施しているところでございます。

選定結果につきましては裏面のとおりでございます。こちらにつきましては1事業者の応募でございまして、書面審査とヒアリングを行い、6割を超えていることからこちらの事業者を選定したところでございます。

今後のスケジュールでございましてけれども、第4回区議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたしまして、平成29年4月からの指定管理の運営に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

折井委員 すみません、反対するとかいうことでは全くないのですけれども、少し不思議に思ったのが、3件目の高井戸温水プールと地域区民センターと、高齢者活動支援センターというところをグルーピングして、要は場所でグルーピングしたのだらうというのにはよくわかるのですけれども、ただ温水プールの運営と高齢者活動支援センターの運営に当たって必要なノウハウとカリソースというのはやや異なるという気がするのですが、そういったかなり性質の違うプールと区民センターと高齢者支援センターという組み合わせであったがゆえに、応募が1者だけだったということなのではないでしょうか。

もちろん理由ははっきりわからないと思うのですが、1つであるというのはいいことでは正直ないと思いますので、そのあたりのところは区としてはどのようにお考えでしょうか。

地域課長 もともところらの施設は、複合施設でございます。もう5年間、指定管理でやってきているところでございますけれども、この中で中心となるのが、高井戸地域区民センターという集会機能のあるところです。

加えまして温水プール、それからお風呂もあるのですけれども、そういったところがかなり人気を得ているところです。

高齢者活動支援センターにつきましては、指定管理者は建物の管理はいたしますけれども、事業自体は、やはりこれはかなり専門性が高いといえますか、そういった事業ですので、そこだけは別に運営をしている方がいるということございまして、そこにつきましては、指定管理者の業務内に入っておりません。

事務局次長 今折井委員からお話をいただきましたとおり、教育委員会だけではなく区として、やはりこういった指定管理者候補者を選定する公募型プロポーザルに当たって、複数の応募をいただいて、一定の競争性をもって、その中で最適な事業者を選んでいくという姿勢が非常に大事なことと思っております。

今回（3）については1事業者の応募ということになりましたけれども、今後も先ほど申し上げた姿勢で、こういった公募型プロポーザルの実施に当たっては幅広く周知・PRなどをして、より多くの事業者に応募いただき、一定の競争性をもって最適な事業者を選定していきたいと考えております。

伊井委員 選定委員会の構成のメンバーの方々なのですが、高井戸温水プールのところは、地域住民代表の方が2人入っておられて、委員会の構成メンバーを選出するに当たり、1番の荻窪体育館、それから2番の下高井戸運動場、3番高井戸温水プールという、その事業の性質上といえますか、そういうことで選出されてメンバーを決めていらっしゃるということで理解してよろしいでしょうか。

スポーツ振興課長 お見込みのとおりございまして、それぞれ体育施設のところにしましては体育系の学識経験者や、運営を行うということなので公認会計士の方から、基本的には運営状況を見ていただいたりとか、そういった中で全体的に、それぞれの役割をもって委員を選定しております。

高井戸につきましては、区民センターのできた経緯から、地域の方々に入っているほか、区民センターという運営のところ、労

務条件とか様々なところも見るということから、社会保険労務士の方を公認会計士や体育系の方々に加えて、少し多目になる中で総合的にこちらを見られるような体制の委員を選んだところでございます。

伊井委員 よくわかりました。ありがとうございました。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「永福体育館の今後の運営について」、引き続きスポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 では私から、永福体育館の今後の運営についてご説明させていただきます。

永福体育館につきましては、平成30年9月から新しい施設に移転することが予定されておりますが、現在の施設につきましては、平成28年度末をもって指定管理期間が満了いたします。

移転改修後の新しい永福体育館につきましては、指定管理者が運営することとしておりますが、体育施設については現在複数を経営化して運営しております。

こうしたことを踏まえまして、今後の永福体育館の運営について、以下のとおりとさせていただきたいということをご報告させていただきます。

まず、こちらに参考資料1というものをつけさせていただいておりますので、こちらとあわせてご説明させていただきます。こちらの参考資料1でございますけれども、体育施設の指定管理者のスケジュールが記載されているものでございまして、横軸に年度、縦軸にはそれぞれ区の体育施設を記載したところでございます。

体育施設の⑦が永福体育館になります。現在永福体育館につきましては、同一の指定管理者が荻窪体育館、高円寺体育館、松ノ木運動場とともに、こちらを運営しているところでございますが、現施設につきましては、平成30年9月に移転しますので、29年4月から30年8月までの1年5カ月間につきましては運営期間が短期間であることと、そして業務の継続性を考慮いたしまして、現在の指定管理者であります公益財団法人杉並区スポーツ財団に、業務委託といった形で運営を行いたいと考えているところでございます。

そしてまた、移転改修後における運営でございますけれども、こちら

につきましては指定管理者による運営といたしまして、指定管理期間を3年7カ月として、平成33年度末までの期間、指定管理者を単体で行います。

その後、他の体育施設が平成33年度末に指定管理期間を満了しますので、この後他の体育施設とグループ化をすることで、スケールメリットを生かした運営をしていきたいと考えているところでございます。

なお、事業者の運営につきましては、平成29年度中に公募型プロポーザルを実施しまして、指定管理者候補者を選出してまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、平成29年4月から現施設を業務委託化することによりまして、現在の体育施設の条例が指定管理者の利用料収入となつてございますので、こちらを区の使用料に戻すための規定整備を行うため、第4回区議会定例会に、体育施設等に関する条例改正案を提出します。その後、29年4月から現施設の業務委託による運営を開始します。

また、新しい施設の指定管理者制度の運営に向けまして、平成29年9月の第3回区議会定例会に、移転改修後の施設の指定管理化に伴う体育施設に関する条例改正案を提出し、10月から移転改修後の施設の指定管理者候補者の選定を行ってまいります。

そして平成30年2月の第1回区議会定例会で指定管理者の指定に関する議案を提出いたしまして、平成30年9月から移転改修後の永福体育館を開設いたしまして、指定管理者による運営を開始してまいりたいと考えているところでございます。

なお、参考資料2もつけさせていただいておりますが、こちらにつきましては体育施設の指定管理のグループ化、現在行っている施設とその他の指定管理の体育施設の図でございます。

私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

伊井委員 スケールメリットを生かしたということで、スケールメリットというのは、このグループ化することの中での効果ということを狙つてということでよろしいのでしょうか。

スポーツ振興課長 スケールメリットですけれども、今回上井草スポーツ

センターと妙正寺体育館につきましても一体化して行ったところでございます。

そうした中で、まず運営的な効率化のメリットといたしましては、機械のメンテナンスを1か所に常駐させて、2つの館を回るというようなことで、うまく運営の効率化を図っているということのほか、もう1つの面としては、体育施設単体でいろいろな事業をやるのではなく、それぞれの施設をうまく使いながら、その中間点にある、例えば今回ですと妙正寺川とか、公園に行ってアウトリーチをしながら、地域を面として捉えたスポーツ事業の提案があったり、そういうことを進めていく中で、グループ化することによる事業の発展的な効果を得られたのではないかと考えております。

伊井委員 本当に区民の方々の健康意識と、それから体育館の利用とか、様々な施設の利用に関しては、数字的にはわからないのですが、私が感じるのは、本当に上がってきているというか、区内でスポーツ的なことを見る面も多いですし、日ごろのラジオ体操だったり、マラソンとか、それからランニングをしていらっしゃる方とか、そういう方々をたくさん見かけるようになったので、ぜひ健康増進という意味も含めたり、あとは地域でのかかわり、人とのかかわりという部分でも、すごく期待できるところだと思うので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項5番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡がありましたら。

庶務課長 次回の定例会でございますが、日程を変更させていただきます、11月16日水曜日、午前10時からとさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 午前10時ということですね。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。